第3章 健康で幸せなまちづくり

将来展望

市民自らがより良い生活の実現に努め、持てる力を発揮し、「地域の力」で支えあう社会を形成します。次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ社会を形成します。市民が健康づくりに取り組める社会を形成します。高齢者や障害者など生活支援が必要な市民が地域で支えられながら自立した生活を営むことができる社会を形成します。医療の確保と生活の安定が確保された社会を形成します。

基本施策の展開戦略

人権の尊重を基本原理に、少子高齢社会、市民の価値観の多様化などを踏まえ、子どもや高齢者などに対する虐待をはじめ、多様な福祉課題に対応した生活支援、子育て支援サービスの展開など、安心して自立した生活に向けて支援していきます。

また、全ての市民が健康で明るく元気に暮らせる社会が実現するように、こころと体の健康の維持増進を目的とする保健・医療・福祉事業を行います。

施策体系図

3. 健康で幸せなまちづくり 市民の健康づくりを推進する ― 健康診査の充実 - 予防接種等の受診の推進 - 健康づくりの推進 地域でともに支えあう仕組みを充実する 協働で支えあう体制づくり - 地域福祉活動団体等への支援 -- 地域福祉関連施設の整備 高齢者福祉を充実する - 高齢者が安心できる福祉サービスの提供 - 高齢者の生きがい活動の支援 - 介護予防の推進と適正な介護保険事業の運営 子育てしやすい環境づくりを推進する 一 仕事と家庭の両立支援 - 豊かなコミュニケーションによる子育て支援 - 子育てしやすい環境の整備 - 児童虐待の未然防止 - 認定こども園設置への支援 障害のある人が自立した生活を営む環境をつくる 在宅サービス等の充実 **―― 施設サービスの充実** ----- 生活の安定と自立の支援 生活支援を必要とする市民が自立するための支援に努める _ 生活保障と自立支援 _________生活保護制度の充実 保険・医療を充実する - 国民健康保険の充実 - 国民年金制度の周知・啓発 - 総合的な医療サービス等の充実 - 後期高齢者医療制度の推進 ____ 医療体制の充実